| | | | |
|---|---|---|---|
| 十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十七の項及び十八の項に掲げるものを除く。） | | | |
| ［七～十二　略］ | | | |
| 十三　時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備 | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| ［十四・十五　略］ | | | |
| 十六　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信設備 | 第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの | 一〇〇 | 五〇 |
| | 第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子がないもの | 一二四 | 五六 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 十九条の十六（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（四七〇MHzを超え七一四MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められている無線局並びに一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下の周波数の角度変調の電波を使用する単一通信路の陸上移動業務の無線局（第四十九条の十六（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）及び第四十九条の十六の二（一、二四〇MHzを超え一、二六〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）において無線設備の条件が定められているものを除く。）の送信設備並びにこの表の二の項、四の項、七の項から九の項まで、十六の項及び十七の項に掲げるものを除く。） | | | |
| ［七～十二　同上］ | | | |
| 十三　時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局 | ［同上］ | ［同上］ | ［同上］ |
| ［十四・十五　同上］ | | | |
| 十六　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局の送信設備 | 次に掲げる送信設備<br>㈠　第四十九条の二十九において無線設備の条件が定められている陸上移動局（中継を行うものを除く。）であつて占有周波数帯幅の許容値が二・五MHz、五MHz、一〇MHz又は二〇MHzの送信設備<br>㈡　第四十九条の八の二の三において無線設備の条件が | 八七 | 七九 |